

(認可) 私立保育所

いちご保育園祇園

ご利用のしおり



株式会社ネクサス

いちご保育園祇園

〒731-0138

広島市安佐南区祇園4丁目11番13号

TEL 082-832-5755

FAX 082-832-5756



【いちご保育園 名前の由来】

一期一会の言葉から、一生に一度だけの機会
生涯に一度限りであること そのことに専念する意。

いちごの花言葉が「尊敬と愛」「幸福な家庭」で
人格が尊いものと認めて敬い、慈しみ合う気持ちを大切にし、
幸福な家庭であって欲しいと願う気持ちから名付けられました。

保育理念（保育の基本となる考え方）

『一人ひとりが輝く理想の場所でありたい』

笑顔あふれる遊びと学びの場所、保育園では子ども一人ひとりが主人公です。
保護者・地域・保育者みんなで成長の喜びを感じ、笑顔あふれる保育園を目指します。
決して戻ることのない乳幼児期は、人間の土台・根底となる大切な時期です。親から
の愛情が一番不可欠で、親でなければならぬ存在の大きさを思いながら、一人ひとりが
輝き続けるために、私たちは良い関係を築きながら保護者の子育てを支えています。

保育方針（保育における基本的な方向性）

- *家庭的な雰囲気を大切にし、保護者の子育てを支える
- *充実した保育実践に務め、子どもの成長を支援する

みんなの笑顔が見たいから、みんなに大きく育てて欲しいから、家庭的な雰囲気を大切にしながら、子ども一人ひとりに応じた基本的生活習慣の確立に向け、家庭と連携を図りながら成長を手助けしていきたいと思っています。また集団での活動を通し、子ども自身が楽しみながら安全で充実した保育を実践することを方針としています。

保育目標（こんな子どもになってほしい）

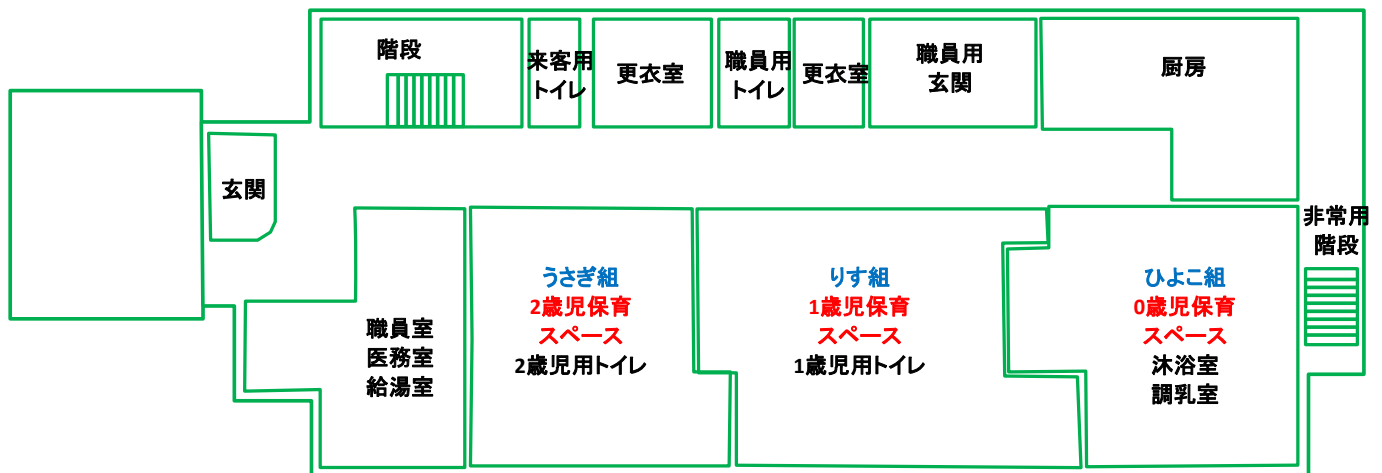
- ◎自分が大切にされているという安定した気持ち、友だちを大切にする子どもを育てる
- ◎心身ともに健康な子どもを育てる
- ◎基本的生活習慣を身につける



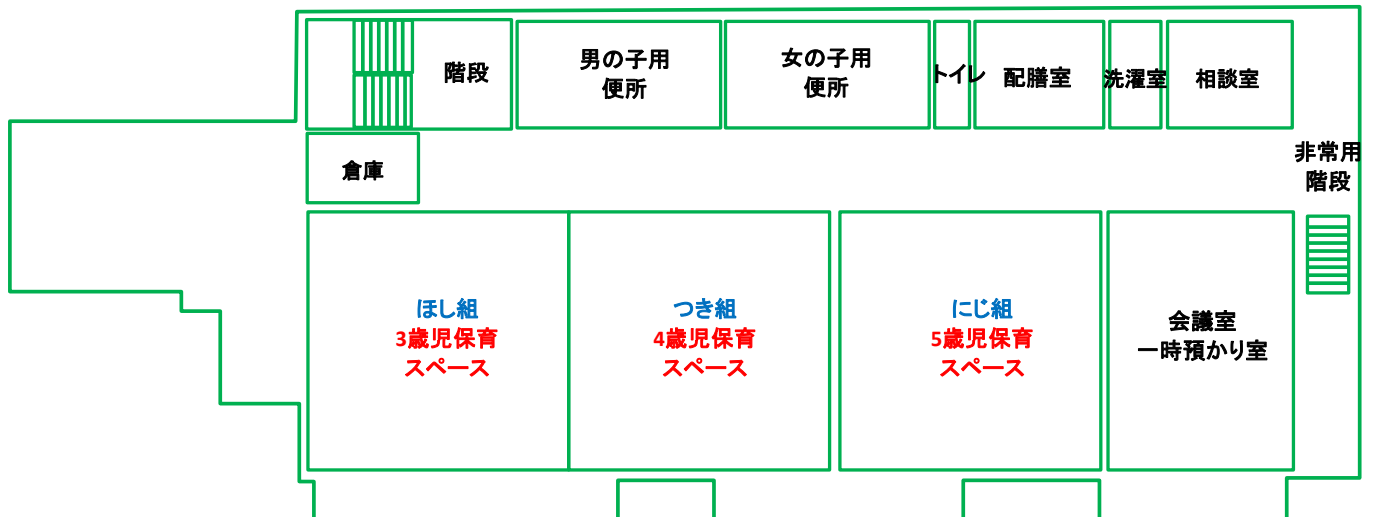
【いちご保育園祇園の概要】

- 1 施設名 いちご保育園祇園
- 2 運営主体・代表者氏名 株式会社ネクサス 代表取締役 川上 慶彰
 管理者名・開設年月日 園長：田口 宏枝 2018年4月1日開園
- 3 定 員 90名
 0歳児 9名 1歳児 15名 2歳児 16名
 3歳児 16名 4歳児 17名 5歳児 17名
- 4 クラス編成 0歳児 ひよこ組 1歳児 りす組 2歳児 うさぎ組
 3歳児 ほし組 4歳児 つき組 5歳児 にじ組
- 5 職員構成 園長・主任保育士・副主任保育士・保育士・栄養士・調理員・嘱託医
- 6 規 模 延床面積 650.42 m² 園庭面積 450 m²
- 7 構 造 重量鉄骨造 2 階建（耐火建築物）
- 8 主要設備 乳児室・ほふく室・沐浴室・保育室・幼児用トイレ
 シャワー室・調理室・医務室・職員室・一時預かり室 等

1階施設概要図



2階施設概要図



9 施設概要、保育料その他の費用等

定員	90 名	0 歳：9 名 1 歳：15 名 2 歳：16 名 3 歳：16 名 4 歳：17 名 5 歳：17 名			
		開園時間	短時間保育	通常保育	延長保育
受入年齢	生後 180 日 ～就学前	平日	8：30～16：30	7：30～18：30	19：30 まで
		土曜日	8：30～16：30	7：30～18：30	19：30 まで
給食	完全給食				
休日	日曜日、祝日、年末年始(12 月 30 日～1 月 4 日) ※その他、災害・感染症など非常時には休園することがあります。				

●延長保育について

延長保育は午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分までです。

延長保育を利用される方は、別途申し込みが必要です。

空き状況によって利用できないことがあります。

利用時間	保護者負担額(月額制)
18：30～19：30(1 時間延長)	月額保育料の <u>12%</u>

●突発的延長保育について ※通常保育・短時間保育共通ルールです。

利用時間	保護負担額 (突発的利用日額)
30 分延長まで	500 円
1 時間延長まで	1,000 円
1 時間延長以降	2,000 円

※突発延長料金の徴収は、その都度集金袋にてご請求となります。

※保育時間を 1 分でもすぎますと、追加料金が発生します。

※突発延長が見込まれる場合には、必ず園に電話連絡にてご連絡ください。

●一時利用について

○申し込み先： いちご保育園祇園（直接、当園にお申し込み下さい。）

○保 育 料

	8 時間	4 時間
3 歳未満（給食・おやつ含む）	3,600 円	2,500 円
3 歳以上（給食・おやつ含む）	2,700 円	1,700 円

※保育時間を 1 分でもすぎますと、追加料金が発生します。

※給食は、普通食のみ対応可能です。ミルクを飲まれるお子様、離乳食中のお子様、アレルギーをお持ちのお子様は、昼食・おやつをご持参ください。

○一時保育利用時間

利用時間	年齢
9：00～17：00（月～金）	生後 10 ヶ月～就学前まで

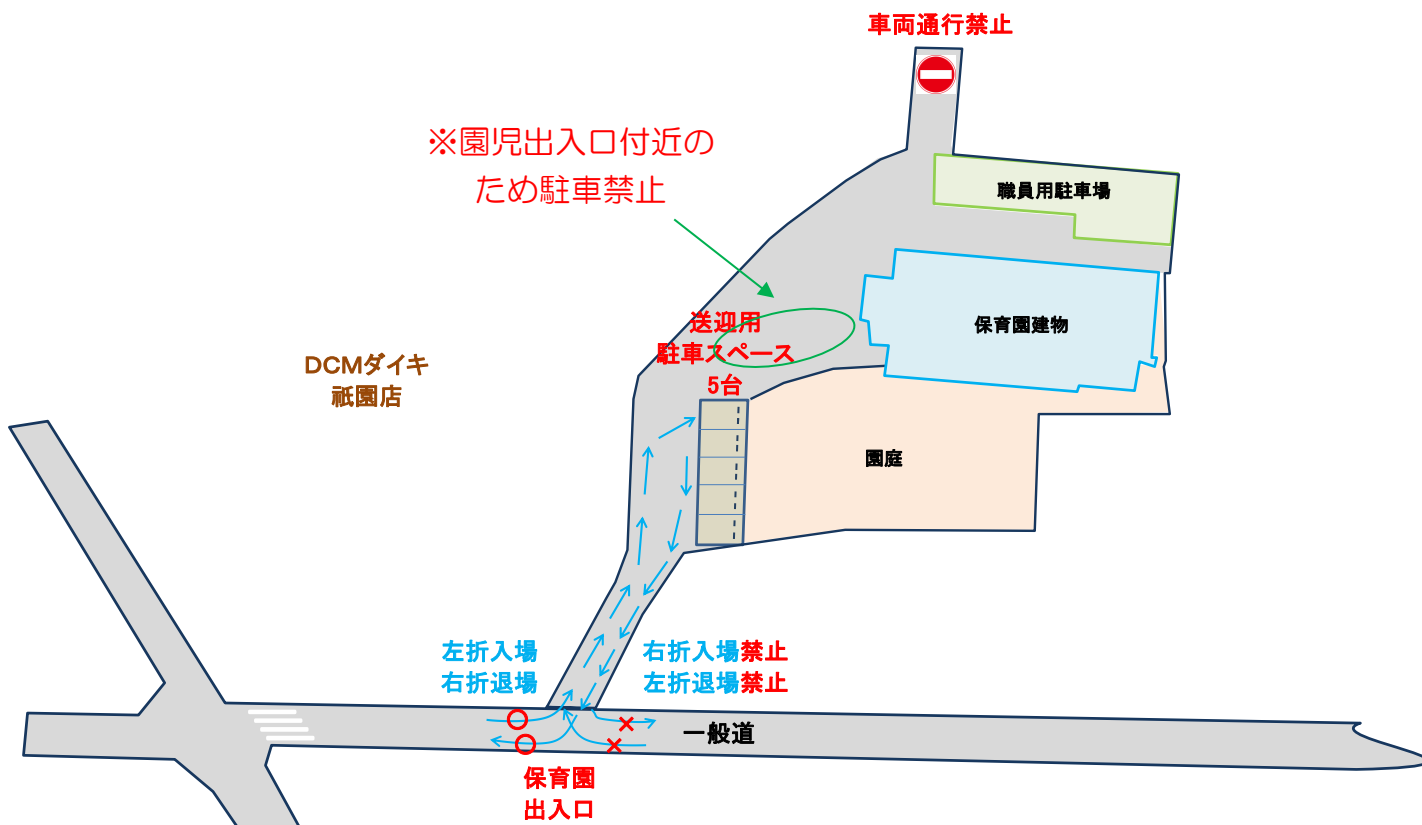
10 災害時避難場所

生活避難場所：広島市立山本小学校 住所：広島市安佐南区山本 3 丁目 3-1
電話番号：082-874-0136
広域避難場所：広島市立山本小学校 住所：広島市安佐南区山本 3 丁目 3-1
電話番号：082-874-0136

11 嘱託医

■小児科：祇園ふたばこどもクリニック 院長 木村 健秀
住 所：広島市安佐南区山本 3-1-12
T E L：082-871-7770
■歯 科：すみれ歯科クリニック 院長 岸本 亮義
住 所：広島市安佐南区八木 2-6-39-7
T E L：082-873-1911

【駐車場について】

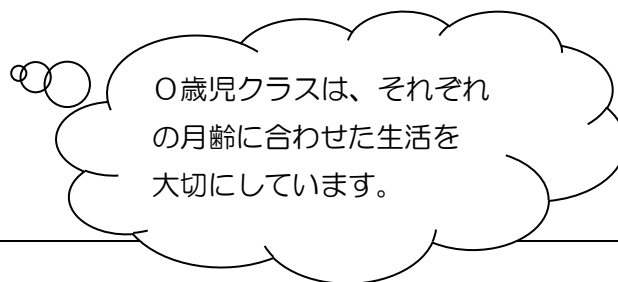


【駐車スペース利用についてのお願い】

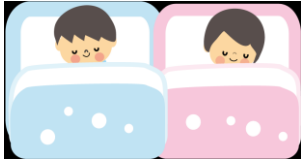
- 職員用駐車場裏手側の道は、**車両通行不可**の為、職員も送迎用駐車スペース側から出入りします。
保護者の方の職員専用駐車場への駐停車はご遠慮ください。
- 送迎用駐車場が満車の際、入口が面している一般道にて駐停車待機しないでください。
- 満車の際、**送迎用駐車スペース付近で車両待機**しないでください。通行の妨げになり大変危険です。
- 朝夕の送迎時は大変混みますので、**長時間の駐停車**はご遠慮ください。
- 保育園出入口は、**「左折入場・右折退場」**になります。ご協力お願いします。

保育園の生活＜1日の生活＞ ※ひよこ組、りす組、うさぎ組（0～2歳児）

時 間	子どもの活動	
7:30	・ 順次登園 ・ 検温 ・ 室内あそび	・ 視診、検温、家庭での様子を聞き、今日の健康状態を確認します。
9:00	・ 片付け ・ おむつ交換	・ 自由に遊びます。 ・ おやつをいただきます。
9:30	・ おやつ ・ 朝の会	・ クラスにて朝の会を行います。
10:00	・ 室内遊び ・ 戸外遊び	・ 室内で製作をしたり、リズム・お絵かき表現をして遊んだり、お天気の良い日には戸外（園外散歩）遊びを楽しんだりします。
10:45	・ おむつ交換 ・ 手洗い ・ 昼食（離乳食）	・ 月齢に合わせて順次 ・ 月齢・年齢に合わせた食事をいただきます。
12:15 ごろ	・ おむつ交換、着替え ・ 午睡	・ 音楽を聴いたり、抱っこや子守唄をうたってもらいながら入眠します。
15:00	・ 目覚め ・ おむつ交換、着替え	
15:30	・ 手洗い ・ おやつ ・ 室内遊び	・ 手作りおやつをいただきます。 ・ 落ち着いた遊びを中心としながら室内で過ごします。
16:15	・ おむつ交換	
	・ 順次降園	・ 保育士と一緒に遊びながら、お迎えを待ちます。



保育園の生活＜1日の生活＞ ※ほし組、つき組、にじ組（3～5歳児）

時 間	子どもの活動	
7：30	・順次登園 ・健康カードのチェック ・室内遊び	・視診、健康カードのチェック、家庭での様子を聞き、今日の健康状態を確認します。
8：00 ごろ	・片付け ・排泄 ・体操 ・室内/戸外遊び	・園庭で体操をしたり、自由遊びをします。 気象状況により、室内遊びをすることもあります。
9：30	・手洗い ・排泄 ・朝の会	・水分補給をします。 ・朝のうたや季節のうたをうたい、みんなで朝の会をします。
10：00	・散歩 ・戸外遊び ・室内遊び ・設定保育 など	・散歩で近くの公園などへ出かけます。 ・製作遊び、運動遊び、リズム遊びなど色々な活動を通して様々な経験を積みます。 ・子どもの自主性を育てる為、やりたいことを選んでやりたいだけできる環境を整えます。
11：30	・排泄 ・手洗い	
11：45	・昼食 ・排泄	・薄味で栄養バランスのとれた給食をみんなでいただきます。お箸で食べる練習もします。
13：00	・着替え ・午睡	・パジャマに着替え、静かに午睡の準備をします。 ・身体を休める時間として、2時間ほどお昼寝をします。
15：00	・目覚め ・排泄 ・着替え	
15：30	・手洗い ・おやつ	・手作りおやつをいただきます。
16：15	・お帰りの準備 ・お帰りの会 ・排泄 ・順次降園	・お帰りの身支度をします。 ・みんなで集まって、お帰りの会をします。 ・自由遊びや絵本を読んでもらいながら、お迎えを待ちます。

『保育所保育指針』は、「基本原則」の中で、「（保育所は子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもいちご保育園が大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。



◆登降園について

- * 登園は原則朝9時までにお願いいたします。
- * 病気等で欠席・早退・遅刻等がある場合は、朝9時までに保育園に電話を入れていただくようお願いいたします。朝8：30までは留守番電話対応となっておりますので、用件を入れてください。
- * 登降園の際には、保護者の方は、必ず名前ホルダーを身につけて登降園をお願いします。
(不審者対応など、お子さまをご家庭に安全にお渡しする為です。)
- * 迎えを代理に頼まれる場合は、前もって代理の方の名前・続柄を連絡してください。
連絡のない場合は安全の為、お子様をお渡しすることはできません
- * 連絡帳は、毎日よく見て忘れずに記入しお持ちいただくようお願いいたします。
- * 保育園より月に1度、園の様子や行事を記載した『園だより』を発行いたします。
また、各クラスからのお知らせ等は、入口に掲示させていただくこともありますので必ずご覧ください。その他、お手紙等も必ず目を通していただきますようお願いいたします。
- * 登園、降園時のお子様の一人歩きは危険ですので、送迎は保護者の方が責任をもって、事故のないよう十分にお気をつけください。
- * お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園との信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

◆家庭との連絡



- * 保育園からのお知らせは、おたよりホルダーにはさんで持ち帰ります。
- * 園だより・こんだてをお渡しいたします。
- * お金の徴収が必要な場合は雑費袋を使用します。雑費袋は手渡しでお渡しく下さい。
- * 勤務先・勤務時間・緊急連絡先・電話番号など変更がありましたら、必ず保育園にお知らせください。
- * お子さまの事でお気づきになったことや、心配なことがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

◆怪我の対応

- * すり傷や切傷など、ご家庭で対応できる程度の怪我の場合は、担任が手当てをいたします。出血等の状況により、カットバンなどで対応させていただく場合があります。
- * 肌に合わないなど、使用不可のものがありましたら個別にお知らせください。
- * 病院での対応が必要な場合は、保護者の方へご連絡し病院を受診します。
- * 急を要する場合には病院受診を優先させていただく場合もあります。
- * 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつikyやひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あります。



◆保健・衛生について

- * お子さまの体調に関して、家庭で変わったことがあったときは必ず、登園時に保育士にお知らせください。
- * 熱が37.5℃以上となりましたら、保護者の方に連絡をさせていただきます。お子様の為に早急のお迎えをお願いいたします。
また、解熱後24時間経過してからの登園をお願いします。
- * 発熱がみられない場合でも、お子様の状態により連絡をさせ頂く場合があります。
- * 保育園では原則として投薬はおこないません。やむを得ず薬を持参される場合は、「服薬について」の指示に従ってください。
- * 伝染する病気にかかった場合は医師の診断のもとで治癒し、医師の「治癒証明書」をもらってから登園してください。（園に治癒証明書あります）
- * ご家族（保護者、兄弟など）が感染症にかかった場合も、お知らせください。
- * 爪はいつも短い状態にしてください。 思わぬひっかき傷などにつながります。
- * 飾りのついたピンや髪ゴム100均等の細いシリコン製のゴムなどは、思わぬ怪我につながりますので使わないようお願いします。



☆感染症の出席停止基準(保育園児)

病 名	登園停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
はしか(麻疹)	解熱後、3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
三日はしか(風疹)	発疹が消失するまで
水ぼうそう(水痘)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
急性出血性結膜炎	治癒するまで
その他疾病	※次の疾病については、医師が登園しても差し支えないと認めたとき。 <u>医師の口頭による確認でもよい。</u> ・ヘルパンギーナ ・突発性発疹 ・手足口病 ・りんご病(伝染性紅斑) ・水いぼ ・とびひ ・ヘルペス性菌肉口内炎(単純ヘルペス感染症) ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど) ・肺炎(マイコプラズマ、RS感染症など)
※上記以外にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診(相談)していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。	

◆園児の服薬について



本園では、原則として投薬はおこないませんが、やむを得ない場合に限り保護者の方に代わって投薬をします。慎重に対応していくために下記の事項について、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

1. 保護者からの“薬の依頼票”にもとづき対応いたします。
2. 病院の診察を受ける時は、お子さまが保育園に通園していること、**原則として薬の使用ができないこと**をお伝えいただき、**できるだけ朝晩の薬に切り替えていただく**ようにお伝えください。
3. 医師の指示のあった薬のみ対応いたします。**(市販薬は不可)**
薬の依頼をされる場合は、**病院から出された薬の説明書**をお持ちください。
4. 薬は1回ごとに分け、当日分のみ持参してください。(水薬は一回分を容器に入れる)
5. 薬の容器や袋にも記名をお願いします。
6. “投薬依頼表”と薬を一緒に中身の見える袋に入れて、必ず**保育士に手渡し**してください。
7. 服用期間中は“薬の依頼票”を毎日提出してください。事務室で1回分ごとに配布しております。
8. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの指示書を添付してください。なお、使用にあたっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご了承ください。ただし、はじめて使用する座薬については、対応できません。
9. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等)経過が長引くような病気の投薬や処置については、病院の指示書をもとにできる限りの対応をしていきたいと思います。
10. ご家庭で服薬されている場合、咳止めテープを使用されている場合は必ず受け入れの職員にお伝えください。また、咳止めテープには**必ず記名**をお願いします。

◆保育園での健康管理について

1. 健康診断

嘱託医が下記のとおり健康診断を実施します。

- ① 内科検診 年2回 ② 歯科検診 年1回

2. 身体測定

毎月1回身長・体重の測定を行います。

結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら当園まで御相談ください。



◆成長・発達について

お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、保育士が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

当園といたしましては、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、及び、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。



◆虐待の防止のための措置について

○職員は、入所時の虐待が疑われる場合には、入所児の保護を第一に考え、関係機関、管轄自治体に早急に通報するものとします。

児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました

児童虐待とは・・・？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
溺れさせる、
やけどを負わせる、
家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為をみせる、
ポルノグラフィの
被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して
外出する、食事を与えない、
自動車の中に放置する
など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、
子どもの目の前で
家族に対して暴力をふるう
など

◆給食について

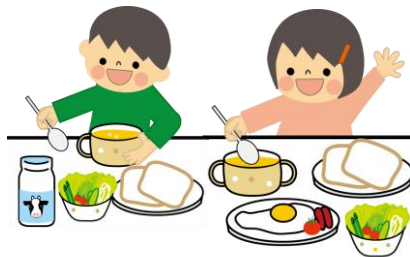
食事は保育の柱の一つです



1. 朝食は、一日のスタートのエネルギー源です。しっかり食べて登園しましょう。
2. 献立表は毎月配布いたします。
3. 0歳児は、粉ミルクや月齢に応じた離乳食です。保育園では初めて食べる食材は、まずお家で食べて頂き、変わった症状が出ないか確認していただいてから園にて食べることが基本です。また、1歳6ヵ月を目安に離乳食から一般食に移行します（相談しながら進めます）
4. 3歳以上児は完全給食です。食具（スプーン・箸等）は園で用意します。
5. おやつについて
 0歳児 月齢に応じて午前と午後にです。
 1・2歳児 午前と午後に出ます。
 3・4・5歳児 午後のみです。（午前は水分補給します）
6. 月曜～金曜日の午後のおやつは手作りおやつです。
7. その日の給食を展示していますのでご覧ください。
 （食中毒警報が発令された場合は展示を中止します）
8. 給食休止の場合はおかず入り弁当をご持参ください。その際、お弁当やお弁当袋に記名をお願いします。
9. 食物アレルギーのあるお子さまはお申し出ください。（別紙調査票にもご記入いただきます。）

*楽しい食事 *おいしい食事 *感謝の食事 *みんなで食事

食を通して豊かな心を育て、心も身体も大きくなろう！



◆服装・持ち物について

1. 衣類、持ち物すべてに油性マジックで名前を記入してください。時々名前が消えていないか等の確認もお願いいたします。スタンプ等を使用される場合は、はっきりと印字していただきますようお願いいたします。
2. 服装は、活動しやすく自分で着脱しやすいものにしましょう。また、丈の長い服、フードのついた衣類は引っかかりやすく危険を伴いますので、園では使用しないようにしてください。
3. 衣類は常時点検、補充をしてください。また、季節に応じて衣替えをお願いいたします。
 基本着替えを持ち帰ったら、翌日には新しいものを持たせてください。
4. 靴は履きやすく、足に合ったものにしましょう。（クロックス、サンダル、冬用ブーツは不可）
5. 園で必要のない物は持ってこないようにしましょう。

●毎日持ってくるもの

項目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
1. 連絡帳	○	○	○				
2. シール帳				○	○	○	
3. □拭きタオル	○	○	○				ハンドタオル、タオルハンカチなどのものを毎日3枚
4. 食事用エプロン	○	○	○				袖なしのもので、毎日3枚
5. 帽子	○	○	○	○	○	○	

※ウェットタオル等、使い捨ての物は使用していません。

●保育園においておくもの

項目	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
1. オムツ	○	○	○				1袋持参（メーカー問わず）
2. おしりふき	○	○	○				1個（メーカー問わず）
3. ポリ（レジ）袋	○	○	○	○	○	○	縦30×横22cm程度（Mサイズ） 1袋 （100円ショップ等で売っている 数十枚入っているもの）
4. 着替え （下着を含む）	○	○	○	○	○	○	0～3歳児は3組、4・5歳児は2組を園に置かせていただきます。
5. 上靴、上靴袋				○	○	○	週末に持ち帰ります。
6. 上掛け	○	○	○	○	○	○	季節によりバスタオルも可。 週末に持ち帰ります。
7. シーツ	○	○	○	○	○	○	持参した袋に入れて、週末持ち帰ります。
8. 午睡用着替え （パジャマ）		○	○	○	○	○	脱いだ着替えも入れます。 30cm×30cm程度の持ち手のついた巾着に入れてください。 週末持ち帰ります



* すべての持ち物に記名をお願いします。名前は、よく見えるところに書いてください。

* おむつとおしりふきは、残り枚数わずかになった時点で、補充依頼をさせていただきます。

◆毎月集金するもの

項目			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
現金	1. 教材費	500 円	○	○	○	○	○	○
引落	2. 主食代	2,000 円				○	○	○
	3. 副食費	4,500 円				○	○	○
合計			500円	500円	500円	7,000円	7,000円	7,000円

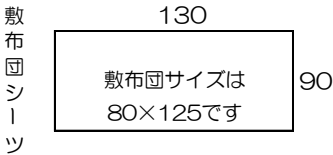
※主食代・副食費の引落については『ゆうちょ銀行』のみとさせていただきます。

◆布団について



【0歳児】

- 1. 保育園の布団を使用します。シーツは個人持ちになりますので各自でご準備ください。
- 2. 布団は、定期的に保育園よりクリーニングに出します。
- 3. シーツは、週末に持ち帰っていただき、洗濯して週明けに持ってきてください。
- 4. シーツが汚れたりした場合は、持ち帰っていただきます。
- 5. シーツには、名前等記入して下さい。



【1・2・3・4・5歳児】

- 1. 保育園でベッドを使用します。
- 2. シーツと上掛け（タオルケット又は薄手の毛布等）をご用意下さい。
- 3. シーツと上掛けは、週末に持ち帰っていただき、洗濯して週明けに持ってきてください。
- 4. シーツと上掛けが汚れたりした場合は、持ち帰っていただきます。
- 5. シーツと上掛けには、名前を記入してください。（★右図参照⇒）

★シーツ
・上掛け

名前を記入

◆苦情解決(利用者相談)システムについて

子どもさんの育児、しつけ等の不安や悩みごと、困りごと、又は園に対する苦情、ご意見、ご希望等いろいろなご相談に応じております。
どんな小さなことでも構いません。お気軽に、ご連絡ください。
また、園内の話し合いで解決が難しいようなケースの場合にも、第三者委員を設置し、苦情解決に努めることにしています。（直接第三者委員に連絡されても構いません。）

苦情受付担当者 いちご保育園祇園 主任 久留嶋 知子 / 副主任 西原 由記

苦情解決責任者 いちご保育園祇園 園長 田口 宏枝

第三者委員 松永 克彦 松永・白日総合法律事務所 (082-502-4880)

大畠 礼香 沖花・大畠法律事務所 (082-502-6330)

◆緊急時の引き渡し場所

○地震、火事などの緊急時には、原則としては、一時避難場所 広島市立山本小学校（住所：

広島市安佐南区山本 3 丁目 3-1 電話番号：082-874-0136）に避難いたします。
（状況により他の場所になることもありますので、ご了承ください。）

① 一斉メールにて連絡をする。

② 災害用伝言ダイヤル 171 へ避難場所を登録する

情報を聞く場合…「171」をダイヤル→音声案内に従って「2」をダイヤル

→保育園の☎082-832-5755 をダイヤル→伝言内容を聞く

※お迎えのご協力をお願い致します。

○気象情報により台風、豪雨等状況により計画休園になることもあります。気象情報等で無理な外出を控える、兄弟姉妹の通われる学校が自宅待機、休校等になった場合は、無理な登園を避け、ご家庭で一緒に過ごして頂くようにお願いします。



◆個人情報保護について

○園児およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的・場合に必要最小限の範囲内において使用・提供致します。

1. 日々の様子や状況の記録・掲示をする場合
2. 各行事の記録・掲示をする場合
3. 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有をする場合
4. 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報について、給付事務に利用する場合
5. 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、それらの施設等との間で連絡調整を行う場合
6. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合
7. その他、予め目的を特定した上、保護者等の同意を得て使用・提供する場合

※お願い※

各種園内行事の際に保護者の皆さまが撮影されたビデオや写真等の画像をブログやSNS等インターネット上に掲載されませんようご協力願います

◆賠償責任保険の加入について

○保育園では、以下の保険に加入しています。

＜保険会社＞	共栄火災海上保険株式会社
＜保険の種類＞	施設賠償責任保険、普通傷害保険

※賠償規定に関する詳細は、個別に園までお問い合わせください。



◆ご意見・ご要望対応窓口の設置について

○保育園では、サービス利用者(保護者)の方からの意見・要望・ご相談等の解決にあたり、中立・公平な第三者の関与を組入れ、社会性や客観性を確保することにより、相互の信頼性を高め、適切な苦情解決に努めるため、第三者委員会を設置しています。

1. いちご保育園祇園 相談苦情対応

- ・相談苦情対応受付担当者 主任 久留嶋 知子 / 副主任 西原 由記
- ・相談苦情対応解決責任者 園長 田口 宏枝
- ・第三者委員(弁護士) 松永 克彦 / 大畠 礼香

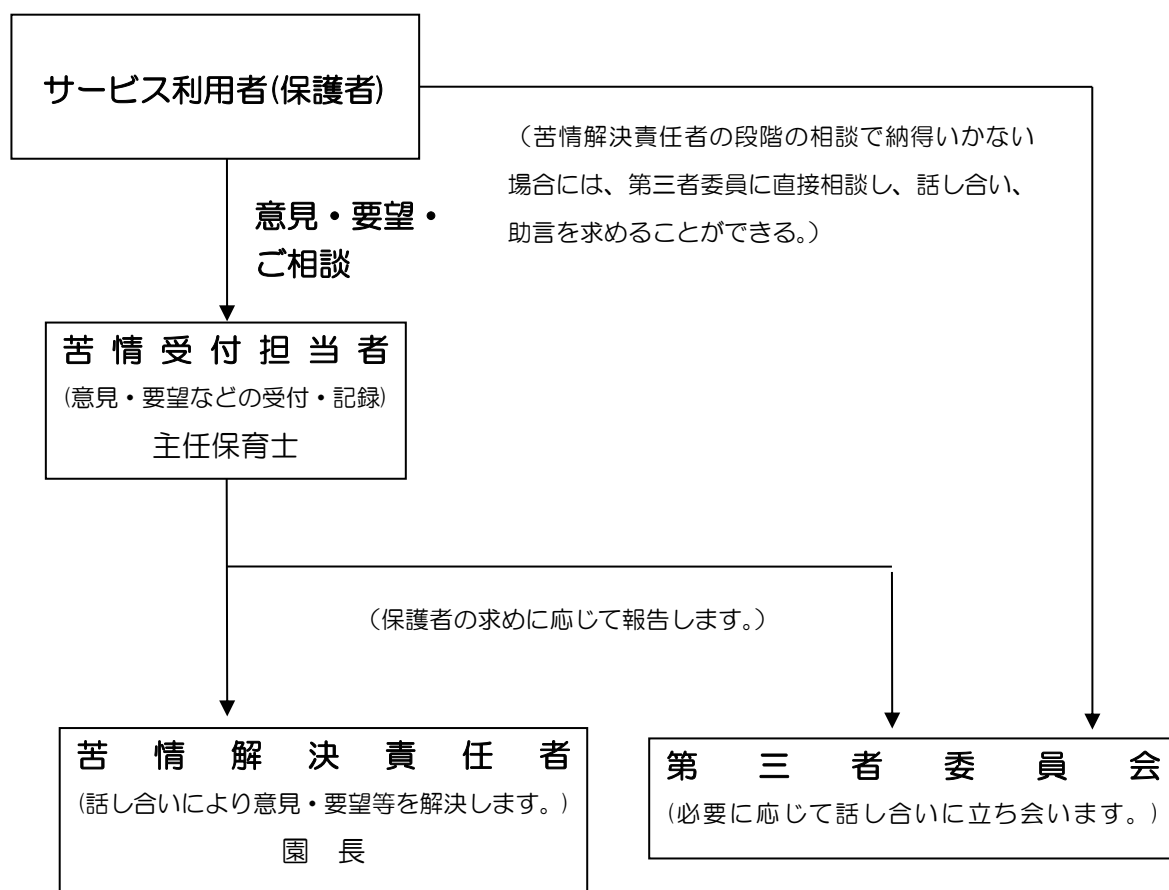
2. 受付方法

面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

○ 当保育園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります

- ・区市町村担当部課名 広島県社会福祉協議会
- ・所在地 広島市南区比治山本町12-2
- ・TEL 082-256-2226

＊苦情対応の為の第三者機関について



※第三者委員とは苦情を苦情受付担当者から受け、日常的な状況把握と意見傾聴を行う者です。
また、苦情に対する意見を苦情受付担当者や苦情解決責任者に通知、助言を行います。

※相談解決の結果(改善事項)は、苦情解決責任者から報告いたします。

その他、不明な点がございましたら、お気軽に保育園までお知らせください。

◆年間行事予定

※各種行事につきましては、あくまで目安です。

時期や内容に変更が入る場合がありますことをご了承ください。

詳しくは、園から発行しますお便りにてその都度ご案内いたします。



月	行事
4月	入園式・進級式
5月	こどもの日のつどい、・たまねぎほり
6月	運動会（3、4、5歳）
7月	七夕のつどい
8月	平和のつどい
9月	遠足
10月	いもほり
11月	生活発表会（3、4、5歳）
12月	おたのしみ会
1月	新年のつどい
2月	節分
3月	ひな祭り、卒園式

※その他、毎月の行事として、身体測定、避難訓練を実施します。

